

事務連絡
令和6年3月8日

玉野市指名登録業者様

玉野市契約管理課

契約管理課が行う入札等の事務手続きの変更について（通知）

このことにつきまして、令和6年度から下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

令和6年4月1日以降に契約管理課が行う建設工事等の入札執行分より適用されます。

詳しくは、玉野市ホームページの「令和6年度からの建設工事等の入札のお知らせ」をご覧ください。

記

1. 玉野市建設工事最低制限価格の変更について

詳しくは「令和6年4月から指名競争入札による最低制限価格を変更します」をご覧ください。

2. 建設工事に係る建設コンサルタント等委託業務の指名競争入札に係る最低制限価格の導入について

詳しくは「令和6年4月から建設コンサルタント業務等指名競争入札に最低制限価格を導入します」をご覧ください。

3. 一般競争入札の調査基準価格設定等の変更について

詳しくは「令和6年4月から低入札調査基準等を変更します」をご覧ください。

4. 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

詳しくは「法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について」をご覧ください。

5. 玉野市入札ガイドラインについて

玉野市入札ガイドラインが改定されますので、必ずご確認ください。

6. 合冊入札及び水道施設工事の入札参加要件について

合冊工事及び水道施設工事の入札参加要件を次のとおり変更します。

- (1) 合冊工事については「水道施設工事登録要件*」（*玉野市指定給水装置工事事業者であること。配水管技師又は配水管技能者、かつ給水装置工事主任技術者を常勤で雇用していること。）を満たすものとします。
- (2) 口径 500mm 以上の耐震継手管等を使用する水道施設工事については入札参加資格において(公社)日本水道協会に配水管技能者登録（大口径登録）がある配水管技能者の雇用を資格要件とします。

7. 電子入札案件の質問方法の変更について

契約管理課が行う建設工事等の入札案件の質問は、令和 6 年 4 月 1 日以降の入札執行分より電子入札システム内で受付を行います。詳しくは玉野市ホームページの「令和 6 年度からの建設工事等の電子入札について」をご覧ください。

回答は昨年どおり、電子入札システム内で公開します。

ただし、物品・役務につきましては電子入札の対象としておりません。

8. 電子入札システムの利用者登録のお願い

令和 6 年度から玉野市入札参加資格業者登録をされた事業者の方は、電子入札システムへ玉野市の利用者登録をお願いします。令和 5 年度にすでに登録されている場合は、新たに登録する必要はありません。

また、電子入札の IC カードの有効期限を必ずご確認ください。入札時に有効期限切れの場合は、応札できません。

詳しくは、玉野市ホームページ「令和 6 年度からの建設工事等の電子入札について」をご覧ください。

問い合わせ先

玉野市宇野 1 丁目 2 7 番 1 号

玉野市役所 契約管理課

検査係 契約係

TEL (0863) 32-5518